

年金額を増やせます
付加年金保険料の納付

彦根年金事務所

国民年金は、定額保険料(月額1万6,260円)に、付加年金保険料(月額4,000円)を上乗せして納付することで、より多くの年金額を将来受給することが出来ます。

例えば、付加年金保険料を1年間納めた場合、年額2,400円(2,000円×12か月)の年金額を「付加年金」として、将来受給することが出来ます。希望者は、彦根年金事務所、

国保年金課、支所、各出張所で手続きをしてください。
注意
▼農業者年金加入者は、希望の有無にかかわらず、付加年金保険料を納めなければなりません。
▼国民年金基金の加入者は、付加年金保険料を納めることができません。

※これらの条件は、制度改正で変更する場合があります。

問い合わせ先 彦根年金事務所
所国民年金課 ☎23・1111
4番、FAX23・9033番

特定(産業別)最低賃金改正のお知らせ(金額は時間額)

紡績業、化学繊維製造業、その他の織物業、染色整理業、繊維粗製品製造業、その他の繊維製品製造業	789円
ガラス・同製品、セメント・同製品、衛生陶器、炭素・黒鉛製品、炭素繊維製造業	874円
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	875円
計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	859円
自動車・同附属品製造業	880円
各種商品小売業	803円
滋賀県最低賃金(平成28年10月6日～)	788円

問い合わせ先 彦根労働基準監督署 ☎22-0654、FAX26-0241、滋賀労働局賃金室 ☎077-522-6654、FAX077-522-6442

ご意見を待ちます
意見公募手続制度



内容 平成28年に「性別にかかわらず多様な生き方が認められ一人ひとりが輝いて生きられるまちひこね」を目指して策定した同計画(10か年計画)の中間見直しを行い、改定素案を策定します。

素案の公開場所 両市役所3階、情報公開コーナー(市役所1階)、支所、各出張所、彦根市ホームページ、両男女共同参画センター「ウィズ」

素案の公開期間 12月15日(木)～平成29年1月16日(月)

彦根市男女共同参画計画(改定素案)

意見の提出期限 平成29年1月16日(月)(提出は最終日必着)

提出方法 両市役所3階、情報公開コーナーに直接お持ちいただくか、郵送 FAX、Eメールで提出してください。

提出・問い合わせ先 両市役所3階、情報公開コーナー
〒520-8517 彦根市元町4-2 ☎30・61113
FAX 24・85177番
Eメール danjo@ma.city.hikone.shiga.jp

意見の提出用紙は、各公開場所にあります。またホームページからも様式をダウンロードできます。

お寄せいただいたご意見などは、意見に対する彦根市の考え方とともに整理した上で、彦根市ホームページなどで公表します。

お寄せいただいたご意見に対して、個別に回答はしませんので、あらかじめご了承ください。

意見公募手続制度
ご意見を待ちます

彦根市都市計画マスタープラン(素案)

内容 市の都市計画行政の基本的な方針となる同プランを改定します。

素案の公開場所 両都市計画課(市役所2階)、情報公開コーナー(市役所1階)、支所、各出張所、彦根市ホームページ

素案の公開期間 12月15日(木)～平成29年1月14日(土)

意見の提出期限 平成29年1月14日(土)(提出は最終日必着)

提出方法 両都市計画課に直接お持ちいただくか、郵送 FAX、Eメールで提出してください。

提出・問い合わせ先 両都市計画課
〒520-8501 彦根市元町4-2 ☎30・6124
FAX 24・85177番
Eメール toshikakaku@ma.city.hikone.shiga.jp

彦根市都市交通マスタープラン(素案)

内容 市の都市交通行政の基本的な方針であり、ハード面・ソフト面の施策を総合的かつ計画的に展開する同プランを策定します。

素案の公開場所 両都市計画課(市役所2階)、情報公開コーナー(市役所1階)、支所、各出張所、彦根市ホームページ

素案の公開期間 12月26日(月)～平成29年1月25日(水)

意見の提出期限 平成29年1月25日(水)(提出は最終日必着)

提出方法 両都市計画課に直接お持ちいただくか、郵送 FAX、Eメールで提出してください。

提出・問い合わせ先 両都市計画課
〒520-8501 彦根市元町4-2 ☎30・6124
FAX 24・85177番
Eメール toshikakaku@ma.city.hikone.shiga.jp

彦根市都市計画マスタープラン(素案)意見交換会

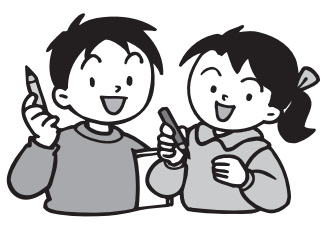
計画の改定にあたり、同プランの概要などを説明し、市民の皆さんの意見などをうかがう意見交換会を左表のとおり開催します。

参加の受付は、当日先着順で行います。なお、会場の都合により、参加可能な人数に限りがあります。

問い合わせ先 両都市計画課
☎30・6124番、FAX24・8517番

日時	会場
12月19日(月) 19:00~20:30	市民会館(尾末町)
12月20日(火) 19:00~20:30	ひこね燦ぱれず(小泉町)
12月21日(水) 19:00~20:30	南地区公民館(甘呂町)

春休み・平成29年度
放課後児童クラブ



〈対象〉働いているなどの理由で昼間に保護者が保育できない児童 ※小学校低学年を優先とし、定員を超えた場合は利用できないことがあります。

〈開設期間〉▼①学年末休業期間 平成29年3月25日(土)～同31日(金)(日曜日を除く)
▼②学年始休業期間 同年4月1日(土)～同8日(土)(日曜日を除く)

【時間】①②とも 午前8時～午後6時30分 ▼平成29年度通年 同年4月1日(土)～平成30年3月31日(土)

【時間】平日 放課後～午後6時30分、土曜日・振替休業日・長期休業(学年始・夏・冬・学年末) 午前8時～午後6時30分

〈費用〉①②はそれぞれ1人3,000円、③は1人6,000円(月額) ※学級費が別途必要 〈注意事項〉通

年の申し込みで平成29年3月末まで在籍している人や、4月1日から入会する人は、①②の負担金3,000円は月額に含まれています。(夏季休業・土曜日利用にかかる費用は、別途必要) 場所・定員は各放課後児童クラブによって異なります。

〈申込期間〉平成29年1月4日(水)～同17日(火) 〈申込方法〉①～③とも、各放課後児童クラブにある申込用紙に必要事項を書いて、就労証明書などを添付のうえ、各放課後児童クラブに申し込んでください。

〈その他〉詳しくは各小学校内の放課後児童クラブにある「入会のしおり」をご覧ください。

〈問い合わせ先〉両生涯学習課 ☎24・7974番、FAX23・9190番

